



○福島県中央児童相談所  
〒960 福島市森合町10番9号  
電話 (0245) 34-5101(代)



○福島県会津児童相談所  
〒965 会津若松市花春町2番2号  
電話 (0242) 27-3982・4566



○福島県浜児童相談所  
〒970 いわき市自由ヶ丘38番地の15  
電話 (0246) 28-3346

紹介します

～県内の  
いろいろな施設～

## 中央 福島県会津児童相談所 浜

県内には、県中央児童相談所（福島市）、県会津児童相談所（会津若松市）、県浜児童相談所（いわき市）の3つの児童相談所があり、それぞれに、中通り、会津、浜通りの各方面部を管轄しています。

児童相談所は、児童福祉法に基づいて、一般家庭や学校などから寄せられる、18歳未満の児童の養育に関するあらゆる相談に応じ、児童が心身共に健やかに育てられるよう関係者を指導援助する専門機関です。

相談・指導以外の主な業務としては、さまざまな事情のために緊急保護又は行動観察をする必要のある児童を所内の施設に一時保護することや、児童をその必要に応じて児童福祉施設に入所させるための措置を行うことがあります。

児童の問題は、近年の経済情勢や社会及び家庭環境等の変化による大きな影響を受けています。児童の健全育成と福祉の向上を目指す児童相談所としては、児童の諸問題に適切に対処するために、関係機関との緊密な連携を図りながら、相談指導体制の充実、保護を要する児童の早期発見早期援助・指導に努めています。

なお、相談には土曜日の午後、日曜及び祝祭日以外はいつでも応じますが、待ち合い時間を見少なくするために、電話等で相談の日時を予約することをおすすめします。